

令和6年度

事業計画



社会福祉  
法人

長野市社会福祉協議会

# 事業計画

## 目次

I	基本方針	1
II	重点目標	2
III	主要取組と実施事業	4
IV	施設等一覧	13
V	事務局組織図	16

# 令和6年度 事業計画

## 【本会の使命】

地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが支え合いながら  
安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します

## I 基本方針

私たちの生活に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、地域活動も徐々に戻りつつあります。しかし、コロナ禍の影響は大きく、地域における生活様式が変化し住民同士の交流の機会が減少して、つながりが希薄化するなど社会的な孤立・孤独の問題がより一層深刻さを増しています。

また、物価高も相まって生活に困窮し相談機関につながる方が大幅に増えている一方、支援が必要な状況にも関わらず、必要な支援につながらず、課題がより深刻化してしまうことも社会的な問題となっています。本会が担っている「つながり」や「生活の不安」に対応した取組が更に求められることが予想されます。

本会の目的である「長野市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること」を踏まえつつ、策定から3年目をむかえる本会第三次総合計画に関して、本会の使命を果たすことができるように鋭意取り組み、事業を推進します。

また、令和6年4月から地域福祉課で主に相談業務を担っている部署を「相談支援課」として分割し、地域での福祉活動に対する地域福祉部門と個人に対する相談支援部門と分けることにより、より専門性を高め効率化を図るとともに、ガバナンスの強化を図ります。

地域支援においては、地域の中にあるヒト・モノ・コトがつながる・つなげる・つくるという視点から、既にある資源を生かしつつ、地域にある社会福祉法人等との連携により新たな取組のコーディネートを行うなど、ポストコロナにおける地域福祉活動の充実を図ります。

個別支援においては、制度の狭間や複合化・複雑化した課題を抱える住民や世帯に対し、様々な社会資源を組み合わせ、重なり合わせることで支援を増やすなど、包括的な相談支援の体制づくりを推進します。

相談支援課及び地域福祉課が各々所管する事業を充実・強化しつつ連携を図り、地域住民が抱える課題の解決を個別支援と地域支援の両面から一体的に行い、誰もが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進します。

介護サービスにおいては、利用者の権利と人格を尊重し、地域の一員として自分らしい生活を営むことができるよう自立支援に資する質の高いサービスを提供するとともに、事業活動にあたり効率性・収益性を意識しながら関係機関や地域住民等と連携を図ることで、福祉・介護の拠点として地域に貢献できる事業所を目指します。

## Ⅱ 重点目標

### ○総務課関係

(1) 第三次総合計画における経営基盤の強化方針「財源の確保」「福祉人材の確保・育成・定着」「活動・支援拠点の整備」「組織内の連携とガバナンスの強化」に沿って事業に取り組みます。総合計画の3年目に当たるため、「令和5年度事業報告」を踏まえ進捗状況を確認し、「中間評価」を実施します。

また、能登半島地震の被災地支援に協力すると共に、災害に対する適応力の高い社会福祉協議会の確立のために、関係機関との連携や各種マニュアル等を再確認します。

(2) 受託団体事務については、関係機関・団体等と連携して効率的で適切な支援体制を構築します。特に、日赤活動資金や共同募金については、住民自治協議会とのパートナーシップを深め、活動の趣旨を広く周知することにより地域住民や関係者の共感と理解を得られるよう取組を進めます。

### ○地域福祉課関係

(3) 人口減少や高齢化等を要因とした地域社会の存続への危機感が生まれる中、世代や分野を超えてつながり支えていく地域づくりを実現するため、地区担当職員を中心に新たなつながりを生む取組の提案や既存の取組の工夫を紹介する等、住民自治協議会が進める福祉課題解決にむけた取組に継続的な支援を行います。

(4) 地域の福祉課題解決に率先して取り組む役割を果たす地域福祉ワーカー（生活支援コーディネーター）に対しては、福祉政策課、地域包括ケア推進課と協力し地域福祉ワーカー連絡調整会議などの研修や支援体制を強化します。

(5) 誰もが身近な地域でボランティア活動に参加し、支え合う地域共生社会を創造するために、地域福祉担当とボランティアセンターが連携して住民自治協議会への支援を強化し、地域で活動するボランティアの養成や講座の開催を通じて、拠点整備及び多様な居場所づくりに取り組むとともに、ポストコロナにおけるICT<sup>※1</sup>を活用したボランティア活動の提案や支援を行います。

(6) 「地域たすけあい事業」を持続可能な事業とするため、協働・連携し取組んでいる住民自治協議会と情報交換を行い、改善に向けた取り組みを推進します。

### ○相談支援課関係

(7) 福祉課題を抱える住民及びその世帯に対する支援体制並びに住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するために「重層的支援体制整備事業」を推進します。

- (8) 市民一人ひとりがその人らしく安心して生活できる体制整備を図るため、「おひとりさま」あんしんサポート相談事業を推進し、各関係機関と協力し策定した長野市版「入院・入所ガイドライン」の地域への浸透・活用に取り組みます。
- (9) 「長野市生活就労支援センター“まいさぼ長野市”」を運営し、新型コロナウイルス感染症や物価高等を起因とする生活困窮、ひきこもり、被災等の課題を抱える世帯に対し、アウトリーチ※2機能を強化した伴走型による支援や就労支援、貸付制度等を利用した後の適切なフォローアップ、多機関協働による包括的な相談支援を提供するなど、支援体制の充実を図ります。

### ○介護サービス課関係

- (10) 利用者が住み慣れた地域で役割を持ち、自分らしい生活を継続してできるよう支援し、利用者の自立支援・重度化防止の取組を推進します。
- (11) 介護人材の確保・生産性の向上に向けて、良質なサービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場を整備するため業務の見直しを行います。また、個々の職員の資質・能力向上に努めます。
- (12) 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者や職員の安全を確保し、必要なサービスを安定的・継続的に提供できるよう、事業継続計画（BCP）※3を活用して事業の継続を図ります。
- (13) 利用者の尊厳を保持し、認知症の対応力向上、高齢者等虐待防止の取組を推進します。
- (14) 中山間地域等で継続的なサービス提供を行えるよう経営改善に努めます。

### ◇用語解説

#### ※1 ICT

「Information and Communication Technology」（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で意味は「情報通信技術」。インターネット上でのやり取りやメールなど、人同士のコミュニケーションを手助けする事もICTの活用事例に該当する。

#### ※2 アウトリーチ

英語で「手を伸ばす」という意味から、ひきこもり状態にある方等、支援が必要であるにもかかわらず、自ら申し出ない人たちに対して、公共機関等が積極的に働きかけ、支援を届けることを指します。

#### ※3 事業継続計画（BCP）

自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと

### Ⅲ 主要取組と実施事業

○説明

- ・それぞれ所属（担当）ごとに、実施する事業や主要取組とその概要を一覧とした。
- ・「重点」：各所属における重点目標に関する事業や取組に、●印を記載した。
- ・「新規等」：事業や取組が「新規」、（事業規模の）「拡大」「縮小」のいずれかに該当する場合は記載した。
- ・「種別」：自主事業（補助事業を含む）以外の「受託」「指定管理」「他法人が行う事業への参画（県社協事業など）」の場合は、その内容を記載した。
- ・「総合計画」：それぞれの事業・取組が、第三次総合計画における4つの基本目標のうち、主にごとの視点をもって事業・取組を行うのか」を示した。（複数選択あり）

相：一人ひとりの思い・困りごとを受け止める、誰もとりこぼさない相談支援  
 連：地域生活課題の解決に向けて、つながり、つなぎ、結ぶパートナーシップ  
 参：お互いさまの心をもって、多様な在り方を認め合える参加支援  
 サ：地域で安心していきいきと暮らし続けられる、地域と一緒に支える活動・サービスの提供

#### 1 法人全体で行うこと

No.	取組・事業名				取組・事業の概要
	重点	新規等	種別	総合計画	
(1)	会務の運営				意思決定や事業執行を行う理事会と議決機関である評議員会を中心に、社会福祉法に基づいた組織として会務を運営する。
				相 連 参 サ	
(2)	第三次総合計画の推進				4つの基本目標に沿ってそれぞれの事業や取組を推進するとともに、計画に掲げた評価指標ごとの進捗状況を確認し、計画の中間評価を行う。
	●			相 連 参 サ	
(3)	広報・広聴活動				広報誌「ふくしながの」やホームページ、各種SNSなどを積極的に活用し、人材確保につなげることを含め、本会の活動を広く周知する。
				相 連 参 サ	
(4)	人材育成(研修の実施・参加)				社協職員としての基本的な資質を高めるため、また各事業における専門性を高めるため、全体研修の実施や専門的研修へ参加する。 人材育成と各個人の意欲向上のため、社協内・職場内研修などの充実を図る。
				相 連 参 サ	
(5)	災害想定訓練				災害対応マニュアルや災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直しを行う。また、各事業所における地域内での災害想定訓練を行い、災害に対する適応力の高い組織を目指す。
	●			連	
(6)	県内社協職員災害初動時派遣チーム（DSAT）への参加				令和6年能登半島地震の被災地支援にあたっては、社協の役割である災害ボランティアの調整に加え、福祉介護の専門職として県社協等と連携し被災地社協や住民を支援する。 複数人で対応できるように、新規要員の育成を進める。研修会等への参加を促す。
	●		県社協事業	連	

#### 2 総務課（総務担当）

No.	取組・事業名				取組・事業の概要
	重点	新規等	種別	総合計画	
(1)	長野市社会福祉大会の開催				住民の福祉活動に関する意識向上と啓発を目指し、長野市社会福祉大会を開催する。 第70回大会にあたり、長野市芸術館で記念講演を開催し、記念誌も作成する。
	●			連 参	
(2)	ふれあい福祉センター管理経営事業				市有施設の指定管理者として、地域福祉・ボランティア活動拠点であるふれあい福祉センターの管理経営を行う。
			指定管理	参 サ	

(3)	寄附・賛助会費の募集	個人・団体等からの寄付金品及び賛助会員の募集、受け入れ手続き等を行う。	連 参
(4)	ふれあい福祉基金の運営	福祉需要の増大及び多様化に対応した事業の推進を図るために設置した本基金の運用及び管理を行う。	サ
(5)	ボランティア活動振興基金の運営	自主的で継続的なボランティア活動の振興を図るために設置した本基金の運用及び管理を行う。	サ
(6)	社会福祉功労者等の顕彰	長野市社会福祉大会において、社会福祉に功労があった個人・団体を表彰する。	参
(7)	職員の労働環境の整備	より働きがいのある職場をめざし、労働条件や待遇の維持向上に努める。	サ

### 3 総務課（団体担当）

No.	取組・事業名				取組・事業の概要
	重点	新規等	種別	総合計画	
(1)	社会を明るくする運動推進事業				罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための啓発活動等を、住民自治協議会の協力により実施する。
(2)	災害見舞金事業				災害による住宅罹災・死亡及び事故による死亡に対して、長野県共同募金会、日本赤十字社長野県支部及び当会の3者による見舞金品の給付を行う。
(3)	長野市民生委員児童委員協議会への支援				長野市民生委員児童委員協議会の事務局を受託し、37地区（法定単位）民生委員児童委員協議会の連携・活動推進及び情報交換を図るとともに関係機関・団体等との連絡調整を行う。
(4)	日赤活動資金募集事業				日本赤十字社法に基づき設置された日本赤十字社の長野県支部長野市地区の事務局として、支援者募集及び活動資金収納を行う。
(5)	共同募金運動協力事業				社会福祉法に基づき長野県共同募金会が実施する寄付金の募集において、長野県共同募金会長野市共同募金委員会の事務局として事業に協力する。
(6)	共同募金配分金事業				長野県共同募金会より配分された配分金を活用した事業を行う。
(7)	長野市遺族会への支援				長野市遺族会の事務局を受託し、会への支援を行う。
(8)	長野市手をつなぐ育成会への支援				長野市手をつなぐ育成会の事務局を受託し、会への支援を行う。
(9)	長野市赤十字奉仕団への支援				長野市赤十字奉仕団の事務局を受託し、会への支援を行う。
(10)	長野地区保護司会への支援				長野地区保護司会の事務局を受託し、会への支援を行う。
(11)	長野地区更生保護女性会への支援				長野地区更生保護女性会の事務局を受託し、会への支援を行う。

### 総務課（子どもプラン担当）

	児童館・児童センター・放課後子どもプラザの管理経営事業				(令和5年度をもって終了)	削除
	終了		受託・指定管理	サ		

#### 4 地域福祉課（地域福祉担当）

No.	取組・事業名				取組・事業の概要
	重点	新規等	種別	総合計画	
(1)	住民自治協議会と協働による福祉のまちづくり				<p>職員の担当する地区を決めて関わることで、各地区のニーズに関する調査・研究からニーズに即した支援を行うほか、住民自治協議会と協働で事業の企画・立案に携わる。また、地区地域福祉活動計画の見直し及び進捗管理の支援を行う。</p> <p>なお、住民自治協議会役員との顔の見える関係を構築し、地区課題を共有する中で、具体的な支援を行うため地区訪問を行う。</p>
	●			相連参	
(2)	福祉のまちづくりを進めるための実践事業				<p>住民自治協議会が行う福祉活動（福祉移送、サロン、子育て支援等）に対して、課題や活動の種別に即して共同募金等を財源に経費の助成を行う。</p> <p>また、地区の独自課題の解決に向けた動きに対しても助成することで、その地区独自の課題解決に即した支援を行う。</p>
				連参	
(3)	住民自治協議会福祉関係部会への支援				<p>住民自治協議会福祉関係部会への支援のため、各地区の役員を対象に情報交換を行い、各地区の状況や取組の共有を行う。</p> <p>また、事務担当者会議を開催し、本会の支援内容についての伝達を行う。</p>
				相連参	
(4)	地域福祉ワーカー連絡調整会議等の開催				<p>地域福祉を推進する担い手として各地区に配置されている地域福祉ワーカーの活動への助言などを行うとともに、地域福祉ワーカーが主体となって自らの学びたい内容を深められるよう、支援を行う。</p>
	●	拡大		相連参サ	
(5)	地域たすけあい事業の実施及び再編検討				<p>高齢者、障害者等に対して、地域住民の協力を得て有償による家事援助及び福祉移送サービスを行う事業。また、地区と連携を図る中で、必要に応じて事業の再編を検討する。</p>
	●			相連参サ	
(6)	福祉推進員への支援				<p>住民自治協議会が設置する福祉推進員を対象に、福祉推進員の役割等の基礎的事項について活動事例などを通して学ぶ機会を設ける。</p> <p>また、それぞれの活動を共有し、参考にできるよう活動発表の模造紙の作成や掲載内容の共有を行う。</p>
				連参	
(7)	信州暮らしの支え合いネットワークへの協力、参加				<p>県内の住民参加型有償在宅福祉サービスを行っている団体により組織されている連合会（長野県社会福祉協議会が事務局）へ協力・参加する。</p>
			他法人事業への参加	連参	
(8)	長野市地域福祉推進セミナーの開催				<p>長野市地域福祉計画に基づき、市民、福祉関係機関、行政等が一同に会し、地域福祉の推進に関する事柄について学び、意見交換を行う。</p>
				連	
(9)	老人福祉センター管理経営事業				<p>高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を提供することや、地域における福祉活動の拠点となるとともに、生きがいつくり講座を開催し高齢者の生きがいや余暇活動の促進を図ります。また、自身の介護予防のため、健康づくり等の介護予防関連事業を行います。</p>
			指定管理	相連参サ	



(10)	公共交通バス受託事業（大岡地区）	市受託	サ	高齢者や子ども等の移動手段を確保するために、市が所有する車輛3台（愛称：「ハッピー号」）を活用し、大岡地区内及び一部信州新町地区・信更地区への交通空白地有償運送を行っている。		
(11)	第四次長野市地域福祉計画の推進		連参	長野市の地域福祉施策のあり方について市民の意見や有識者等からの専門的な知識を反映させるため、長野市が設置している長野市社会福祉審議会地域福祉専門分科会へ参加するほか、長野市地域福祉計画の進行管理・評価を行うため、長野市が市民・福祉関係機関等により組織した推進会議及び庁内推進会議への出席・事務局的作用を担う。		
(12)	介護者支援・交流事業		相参	在宅で介護している介護者を対象に、心身のリフレッシュを図ることを目的として、交流事業を行うほか、短時間（2～3時間）で、日頃の介護に対する思いなどについて話し合う場を老人福祉センターごとに開催し、介護者の相談や仲間づくりにつなげる。中条老人福祉センターでは、毎月第一木曜日に施設の一部を開放して介護者が気軽に立ち寄ってリフレッシュできる場を提供する。		
(13)	孤立防止活動の推進		相連参サ	孤立を見逃さない地域づくりに向け、市と協働し取り組んでいる「孤立防止・見守りネットワーク事業」を推進するとともに、地域の福祉関係者である住自協役員や民生委員・児童委員、福祉推進員等へ孤立防止に向けての意識啓発への働きかけを行う。		
(14)	コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の育成・配置		相連参サ	個別のニーズや課題解決のため、長野市関係課や地域の福祉に携わる団体と連携し、共に支え合う地域づくりを推進する職員として、CSWを育成・配置する。地域福祉課、相談支援課の両課で取り組む事業とする。		
	<del>配食サービス事業（鬼無里地区）</del>	終了	市受託	サ	(令和5年度をもって終了)	削除

## 5 地域福祉課（ボランティア担当）

No.	取組・事業名				取組・事業の概要
	重点	新規等	種別	総合計画	
(1)	ボランティアセンターの運営				あらゆる住民の参加を進め、多様なボランティア・地域活動を推進・支援するとともに、連携・協働して様々な課題に取り組むボランティアを養成・支援するためにボランティアセンターを運営する。また、多様な活動者や関係者の参加によるボランティアセンター運営委員会を設置し、ボランティアセンター事業・活動の適切な運営を図る。
(2)	ボランティアの登録・相談・連絡・調整・紹介				ボランティアグループ・団体や個人の登録を行い、ボランティア活動に関する様々な情報を収集するとともに、ボランティアをしたい人やボランティアを必要とする人・機関等からの相談を受け止め、必要な情報や活動、人材のコーディネートを行う。
(3)	寄託金品の受け入れ・活用、機材貸出、会場の提供、活動資金の相談				寄託金品等の受け入れと活用を図るとともに、ボランティア活動を支援するために、資機材の貸出や会場の提供、活動資金や物品等の相談に応じる。
(4)	ボランティア活動に関する啓発・普及・広報・情報提供				ボランティア活動に関する様々な情報が集まるプラットフォームとして、情報紙、ホームページ、LINE公式アカウント、YouTube、街中掲示板等を通じて、必要な人・機関に必要な情報を届けるとともに、ボランティア活動への理解・関心を深めるための広報を行う。

(5)	ボランティア活動推進のための講座・研修の開催	●			相連参サ	ボランティア・地域活動に関する様々な事例や手法を学び、理解を深め、住民の多様な参加を進めながら多様な活動を実践する人材を養成するための講座・研修を開催する。また、講座・研修を通じて、ボランティア・地域活動を推進するコーディネート力を持った人材の養成を行う。
(6)	地区住民自治協議会及び地区ボランティアセンターへの相談支援				相連参サ	住民自治協議会と連携して、地域でのボランティア活動の拠点として地区ボランティアセンターの整備及び支援を行うとともに、地域の課題を把握し、対応するボランティアの養成や活動づくり、地域資源の把握・開発等の支援を行う。
(7)	まちの縁側など居場所・拠点づくりの推進	●	拡大		相連参サ	より身近な地域にある、寄り合い、集い、話し、つながる「まちの縁側」や居場所を発見し広めるとともに、多様な人や物、情報が集まり、受け入れ、ともに集うプラットフォーム（拠点）としてのボランティアセンターづくりを推進する。
(8)	福祉共育（教育）・ボランティア学習の推進、ボランティア活動体験の機会創出・提供				相連参サ	地域の福祉課題に気づき、その解決に向けてともに考える福祉教育を地域や学校、施設、企業等で推進するとともに、福祉やボランティアに関心のある人に対して様々な学習や参加、体験の機会及び場やプログラムをコーディネートする。
(9)	課題やニーズに応じたボランティア活動の支援と、新たな課題に対応する活動の開発				相連参サ	様々な福祉課題やニーズに対応するボランティア活動を支援するとともに、様々な事業・活動を通じて把握した新たなニーズに対応するボランティアの育成やプログラム開発を行う。
(10)	地域福祉課題の解決に向けた連携・協働の推進とネットワークづくり	●			相連参サ	様々なボランティアグループ・団体や個人がお互いの活動を知り、認め合い、つながる機会や場を提供するとともに、災害時や多様な地域福祉課題の解決に向けて、地域の様々な機関・団体、施設、企業、学校、行政等が連携・協働するネットワークづくりを推進する。
(11)	ボランティア保険の紹介・加入・取次ぎ				参サ	ボランティア活動を安心して行えるようボランティア保険の紹介・加入・取次ぎを行う。

## 6 相談支援課（長野市権利擁護センター）

No.	取組・事業名				取組・事業の概要
	重点	新規等	種別	総合計画	
(1)	日常生活自立支援事業				認知症高齢者等の判断能力が不十分な方に対して、日常的な金銭管理や預貯金通帳等の預かりを行う。（社会福祉法に定める第2種社会福祉事業）
(2)	暮らしのあんしんサービス事業	●	拡大		判断能力はあるが、単身高齢者等で金銭管理等の不安がる方に対して、日常的な金銭管理や預貯金通帳等の預かりを行う。 令和6年度においては、これまでの本会が実施してきた各種金銭管理支援における顕在化したニーズに対応するため、本事業の改正を行い、「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」を図ることとする。なお、具体的には以下の点を改正した上で事業の推進を図る。 ①対象者の拡大（判断能力の低下はあるも、日常生活自立支援事業の対象とならない方） ②簡易な契約による有期（概ね2～3ヶ月）の支援 ③判断能力が低下・喪失している契約することが困難な方で、成年後見人等が選任されるまでの間の緊急事務管理 ※②及び③については、相談支援課各担当で適宜実施

(3)	長野市成年後見支援センター事業	成年後見を適切に利用するため専門相談窓口を開設し、相談から調整・申立支援等を総合的に行う。
	市受託 相	
(4)	法人後見事業	本会が長野家庭裁判所から選任された成年後見人等になり、判断能力が不十分な人への支援を行う。
		サ
(5)	「おひとりさま」あんしんサポート事業	意思決定が可能な身寄りのない自立した高齢者等が抱える様々な不安を解消するため、身元保証や日常の財産管理及び死後の葬儀・財産の処分等の事務といった様々な問題についての相談を受けるとともに、任意後見制度及び関連する諸制度が適切にかつ安心して利用できるように必要な支援を行う。 市や各関係機関で検討し策定した「入院・入所ガイドライン(長野市版)」の浸透・活用に向け市と共に取り組む他、相談体制の強化、関係機関との連携強化を図る。
	● 市受託 相	サ

## 7 相談支援課（長野市生活就労支援センター）

No.	取組・事業名				取組・事業の概要
	重点	新規等	種別	総合計画	
(1)	●		市受託	相連参	就職や住まい、家計やひきこもりなどの困りごとや不安を抱えている方（世帯）に対し、相談支援を行いながら個々の状況に応じ必要な制度、サービスにつなぐ。また関係機関とのネットワークづくりや不足する社会資源等の開発に取り組む。
(2)			県社協受託	相	県社協からの委託を受け、低所得世帯等に対し、相談援助を実施しながら、世帯の自立助長を目的に必要な資金の貸付を行う（第2種社会福祉事業）。
(3)				相	誰にも相談できない、どこに相談したら良いか分からないといった「よろず」的な相談に対し、相談所を開設し相談を行う。
(4)				相	法律的な見地からの相談対応が必要な相談に対し、弁護士を相談員として、法律相談を行う。
(5)				参	相談事業等で把握した、ひきこもり者等社会参加や居場所が必要な方を対象に、交流する場を提供し、必要な支援につなぐ。
(6)		新規	県社協補助	相連参	新型コロナウイルス感染拡大に対する緊急小口資金等特例貸付後、償還が困難になっている世帯や新たな生活課題を抱えている世帯などに対する相談支援体制を強化する（県社協補助金事業）。

## 8 相談支援課（重層的支援体制整備担当）

No.	取組・事業名				取組・事業の概要
	重点	新規等	種別	総合計画	
(1)	●	新規	市受託	相連参	支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して、課題の把握や支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など事例全体の調整機能の役割を果たすなど、「支援者を支援する」役割を担うことで、包括的な支援体制を構築できるよう必要な支援を行う。

(2)	重層的支援体制整備事業（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業）				潜在的なニーズを抱える者を早期に発見するために、支援関係機関や地域住民等の関係者との連携体制を構築し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。また、丁寧なアセスメントを行い関係性の構築に向け必要な方を検討し、適切な支援関係機関等へのつなぎを行う。 既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人や世帯の狭間のニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。
	●	新規	市受託	相連参	
(3)	コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の育成・配置（再掲）				個別のニーズや課題解決のため、長野市関係課や地域の福祉に携わる団体と連携し、共に支え合う地域づくりを推進する職員として、CSWを育成・配置する。地域福祉課、相談支援課の両課で取り組む事業とする。
				相連参サ	

## 9 相談支援課（みなみ出張所担当）

No.	取組・事業名				取組・事業の概要
	重点	新規等	種別	総合計画	
(1)	相談支援課みなみ出張所運営事業				相談支援課の出張所を篠ノ井地区に設置し、主に南部地域における日常生活自立支援事業、暮らしのあんしんサービス事業、生活福祉資金貸付事業の相談者、利用者の支援を行う。
				相	

## 10 介護サービス課

No.	取組・事業名				取組・事業の概要
	重点	新規等	種別	総合計画	
(1)	利用者の社会参加及び地域貢献活動の支援の拡充				地域の社会資源の活用や、企業などと連携し、利用者が貴重な経験や技術を生かし、役割を持って社会参加や地域貢献活動できるよう支援を拡充させる。引き続きエコバックを活用して社協の取組を発信するなど充実を図る。また、活動を提案できる職員体制と行動できる職場風土づくりに努める。
	●			連参	
(2)	介護報酬改定に対応した事業の見直し				介護報酬改定の趣旨と内容を理解し、加算を含め今後の動向を考慮して事業の見直しを行う。
	●	新規		サ	
(3)	地域の方が気軽に立ち寄れ、相談できる場所の提供				利用者の方を含む地域の方々が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、事業所の機能や専門職としての知識を活かして、介護者教室や認知症カフェなど実施し、認知症理解の啓発や相談支援等を行う。
	●			相連	
(4)	L I F Eを活用し質の高い介護の推進				利用者の自立支援、在宅生活継続のための機能訓練の充実を図る。また、L I F E※1へのデータ提出とフィードバックを活用し、アウトカム評価※2の充実を図る。
	●			サ	
(5)	多様な人材が活躍できる職場づくり				高齢者や外国人、あるいは障害者等の多様な人材を活用し、自身の能力を発揮して活躍できる環境を整備する。（技能実習生、介護助手、有償ボランティア等）
	●			サ	
(6)	介護現場における多様な働き方の整備				多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、テレワークなどの多様な働き方、柔軟な勤務形態による効率的・効果的な事業運営を行う。
	●			サ	

(7)	I C T等のテクノロジーの活用促進	●			連	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減につなげるため、業務や多職種連携におけるI C T等のテクノロジーの活用を進める。
(8)	感染症や災害への対応力向上	●			サ	感染症や災害が発生しても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築するためのBCPに基づき、地域と連携した災害対応を強化するとともに、研修や訓練(シミュレーション)を実施する。また、BCPも定期的に見直しを行う。
(9)	認知症の対応力向上	●			サ	介護サービスにおける認知症対応力を向上させるため、無資格者は認知症介護基礎研修を受講し、有資格者は更なるステップアップのため研修に参加する。また認知症ケアに関する個別事例の検討や技術的指導に係る会議等を開催する。
(10)	高齢者等虐待防止の推進	●			サ	利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の設置開催、指針の整備、研修を実施するなど、高齢者等虐待防止に向けた施策の充実を図る。また、身体的拘束等の更なる適正化を図る。
(11)	中山間地域等の経営の見直し	●			サ	中山間地域等において、質の高い安定したサービスを継続的に提供できるよう経営改善を進め、健全経営に努める。
(12)	居宅介護支援事業				相連  サ	要介護状態の高齢者等が介護保険のサービスを受けられるようケアマネジメントサービスを行う。また、ヤングケアラーなどの多様な課題への対応、ケアプランデータ連携システムの活用など質の向上やサービスの効率化を図る。
(13)	訪問介護事業				サ	ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理や洗濯などの生活援助を行う。
(14)	通所介護事業				サ	通所介護事業所において、食事・入浴などの日常生活上の世話や機能訓練・レクリエーションなどを行う。また、社会参加活動を活発にし、利用者が生き生きと活躍できる場を提供する。
(15)	短期入所生活介護事業				サ	自宅での生活が継続してできるよう短期入所施設において、入浴、食事などの日常生活上の介護や機能訓練などを行う。
(16)	認知症対応型共同生活介護事業				サ	認知症高齢者を対象にしたグループホームにおいて、共同生活の中で、安定した日常生活が送れるよう必要な介護や生活の世話を行う。
(17)	訪問看護事業				サ	看護師が自宅を訪問し、主治医の指示に従って、療養上の世話や診療の補助などを行う。
(18)	居宅介護				サ	訪問介護員が障害者の自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事などの介護や、調理・洗濯・掃除などの家事を行う。
(19)	重度訪問介護				サ	重度の障害者で常に介護を必要とする人に、訪問介護員が自宅を訪問し入浴・排せつ・食事などの介護や、外出時における移動支援などを総合的に行う。
(20)	同行援護				サ	移動が困難な視覚障害者等に対し、訪問介護員が通院介助や日常生活における買い物など、外出時に必要な援助を行う。

(21)	介護保険外サービス事業			サ	介護保険制度では適用できないサービスを提供する。(ゴミ出し、通院介助など)また、営業等により広く周知する。	
(22)	移動支援サービス			サ	屋外での移動が困難な障害者を対象に、ホームヘルパーが社会生活を営む上で必要な外出や余暇活動を実現するための外出等を支援する。	
(23)	高齢者生活福祉センター事業		指定管理	サ	居宅での生活に不安のある独居や夫婦のみの高齢者世帯を対象に、通所介護事業所併設の居宅施設において、各種相談、助言、緊急対応を行う。(鬼無里・大岡・中条地区)	
(24)	高齢者共同生活支援施設事業		指定管理	サ	居宅での生活に不安のある独居や夫婦のみの高齢者世帯を対象に、居住施設において、食事の提供、各種相談、助言、緊急対応を行う。(戸隠地区)	
(25)	地域包括支援センター事業		市受託	相連	サ	介護・福祉・保健・医療に関する総合相談窓口として設置された機関。社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門職員を配置し、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう支援する。地域課題について話し合う地域ネットワーク会議の開催を推進する。(安茂里・吉田・豊野地区)
(26)	在宅介護支援センター事業		市受託	相連		地域包括支援センターの行う業務を補って、地域の身近な相談窓口として、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、福祉や保健などのサービスを提供するために地域内の関係機関との連絡調整を行う。(鬼無里・大岡地区)

※1 LIFE

(Long-term care Information system For Evidence) の略

「科学的介護情報システム」という意味で、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的とし、厚生労働省へデータの提出とフィードバックの活用によって、PDCAサイクル・ケアの質の向上を図ること。

※2 アウトカム評価

利用者や患者の状態改善や目標達成度を数値化して評価すること。介護報酬や診療報酬の改定において、アウトカム評価は施設や事業所の実績を表す指標として導入されている。効果的なサービスの提供や質の向上につながると考えられている。

## IV 施設等一覧

### 1 【指定管理施設等】

#### (1) ふれあい福祉センター

No.	名 称	所 在 地	開設年月日
1	ふれあい福祉センター	大字鶴賀緑町 1714 番地 5	平成 6. 7. 1

#### (2) 老人福祉センター等 7施設

No.	名 称	所 在 地	開設年月日	受託年月日
1	三 陽 老人福祉センター	大字西尾張部 1124 番地 6	平成 11. 7. 1	平成 11. 7. 1
2	安茂里 老人福祉センター	大字安茂里 1775 番地	平成 7. 6. 12	平成 7. 6. 12
3	氷 鮑 老人福祉センター	稲里町中氷鮑 405	平成 6. 3. 10	平成 6. 3. 10
4	鬼無里 老人福祉センター	鬼無里 160 番地 3	昭和 63. 4. 1	平成 17. 4. 1
5	信州新町 福祉センター	信州新町新町 17 番地 9	昭和 61. 4. 1	平成 22. 4. 1
6	中 条 老人福祉センター	中条日高 3964 番地 2	平成 6. 10. 3	平成 22. 4. 1
7	氷 鮑 老人憩の家	稲里町中氷鮑 405	昭和 54. 4. 1	平成 6. 3. 10

#### (3) 高齢者生活福祉センター 3施設

No.	名 称	所 在 地	利用 定員	開設年月日	受託年月日
1	鬼無里 高齢者生活福祉センター	鬼無里 160 番地 4	19 人	平成 5. 3. 8	平成 17. 4. 1
2	大 岡 高齢者生活福祉センター	大岡乙 3117 番地	9 人	平成 6. 2. 28	平成 17. 4. 1
3	中 条 高齢者生活福祉センター	中条日高 3966 番地 1	6 人	平成 16. 2. 27	平成 22. 4. 1

#### (4) 高齢者共同生活支援施設 2施設

No.	名 称	所 在 地	利用 定員	開設年月日	受託年月日
1	戸隠栃原 高齢者共同生活支援施設	戸隠栃原 4781 番地 2	6 人	平成 12. 12. 4	平成 17. 4. 1
2	戸隠豊岡 高齢者共同生活支援施設	戸隠豊岡 2088 番地 7	8 人	平成 15. 2. 26	平成 17. 4. 1

### 2 【介護サービス事業所等】

#### (1) 居宅介護支援事業所 9事業所

No.	名 称	所 在 地	開設年月日
1	ふれあい 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	大字鶴賀緑町 1714 番地 5	平成 11. 7. 30
2	三 陽 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	大字西尾張部1124 番地6	平成 26. 4. 1
3	吉 田 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	吉田三丁目 22 番 41 号	平成 16. 4. 1
4	安茂里 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	大字安茂里 1775 番地	平成 13. 4. 1
5	篠ノ井 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	篠ノ井小森 587 番地 1	平成 13. 4. 1
6	豊 野 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	豊野町豊野 655 番地 5	平成 17. 4. 1
7	鬼無里 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	鬼無里 160 番地 3	平成 17. 4. 1

8	大岡 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	大岡乙 287 番地	平成 17. 4. 1
9	中条 介護サービスセンター居宅介護支援事業所	中条日高 3964 番地 2	平成 22. 4. 1

(2) 訪問介護事業所 5事業所

No.	名 称	所 在 地	開設年月日
1	東長野 介護サービスセンター訪問介護事業所	吉田五丁目 9 番 26 号	平成 16. 4. 1
2	安茂里 介護サービスセンター訪問介護事業所	大字安茂里 1775 番地	平成 16. 4. 1
3	篠ノ井 介護サービスセンター訪問介護事業所	篠ノ井小森 587 番地 1	平成 16. 4. 1
4	戸 隠 介護サービスセンター訪問介護事業所	戸隠豊岡 1533 番地 2	平成 17. 4. 1
	(鬼無里サテライト訪問介護事業所)	鬼無里 160 番地 3	(平成 30. 10. 1)
5	信州新町 介護サービスセンター訪問介護事業所	信州新町新町 17 番地 6	平成 22. 4. 1
	(中条サテライト訪問介護事業所)	中条日高 3964 番地 2	(令和元. 10. 1)

(3) 訪問看護事業所 1事業所

No.	名 称	所 在 地	開設年月日
1	戸 隠 介護サービスセンター訪問看護事業所	戸隠豊岡 1533 番地 2	平成 17. 4. 1

(4) 通所介護事業所 9事業所

No.	名 称	所 在 地	利用定員	開設年月日	施設種別
1	三 陽 介護サービスセンター通所介護事業所	大字西尾張部 1124 番地 6	22 人	平成 11. 7. 1	一般
2	柳 町 介護サービスセンター通所介護事業所	三輪五丁目 3 番 10 号	38 人	平成 11. 4. 26	一般
3	吉 田 介護サービスセンター通所介護事業所	吉田三丁目 22 番 41 号	38 人	平成 9. 11. 25	一般
4	安茂里 介護サービスセンター通所介護事業所	大字安茂里 1775 番地	45 人	平成 7. 6. 12	一般
5	篠ノ井 介護サービスセンター通所介護事業所	篠ノ井小森 587 番地 1	38 人	平成元. 3. 1	一般
6	氷 鮑 介護サービスセンター通所介護事業所	稲里町中氷鮑 405 番地	30 人	平成 6. 3. 10	一般
7	戸 隠 介護サービスセンター通所介護事業所	戸隠栃原 9246 番地	18 人	平成 17. 4. 1	地域密着型
8	鬼無里 介護サービスセンター通所介護事業所	鬼無里 160 番地 3	18 人	平成 17. 4. 1	地域密着型
9	中条 介護サービスセンター通所介護事業所	中条日高 3964 番地 2	25 人	平成 17. 4. 1	一般
	(大岡サテライト通所介護事業所)	大岡乙 3117 番地	20 人	(令和 3. 4. 1)	

(5) 短期入所生活介護事業所 2事業所

No.	名 称	所 在 地	利用定員	開設年月日
1	鬼無里 介護サービスセンターやすらぎ	鬼無里 160 番地 3	8 人	平成 17. 4. 1
2	大岡 介護サービスセンターことぶき荘	大岡乙 3117 番地	9 人	平成 17. 4. 1



(6) 認知症対応型共同生活介護事業所 1事業所

No.	名 称	所 在 地	利用定員	開設年月日
1	鬼無里 介護サービスセンターなかよしハウス	鬼無里日影 6711 番地 1	6 人	平成 17. 4. 1

(7) 地域包括支援センター 3施設

No.	名 称	所 在 地	開設年月日
1	地域包括支援センター 安茂里	大字安茂里 1775 番地	平成 19. 1. 1
2	地域包括支援センター 吉田	吉田三丁目 22 番 41 号	平成 25. 10. 1
3	地域包括支援センター 豊野サブセンター	豊野町豊野 655 番地 5	平成 25. 4. 1

(8) 在宅介護支援センター 2施設

No.	名 称	所 在 地	開設年月日
1	鬼無里 在宅介護支援センター	鬼無里 160 番地 3	平成 17. 4. 1
2	大 岡 在宅介護支援センター	大岡乙 287 番地	平成 17. 4. 1

### 3【その他】

(1) その他の事業所 2事業所

No.	名 称	所 在 地	開設年月日
1	公共交通バス事業大岡事業所	大岡乙 287 番地	平成 17. 4. 1
2	相談支援課 みなみ出張所	篠ノ井御幣川 281 番地 1	平成 24. 7. 1

(2) 事務受託団体等 9団体

No.	団 体 名 称	会 員 数	代 表 者 氏 名
1	長野市民生委員児童委員協議会	879 人	伊 藤 篤 志
2	長野市遺族会	1,245 人	相 澤 洋 男
3	日本赤十字社長野県支部長野市地区	—	荻 原 健 司
4	長野県共同募金会長長野市共同募金委員会	—	西 沢 利 一
5	長野市赤十字奉仕団	2,722 人	西 正 夫
6	長野市手をつなぐ育成会	236 人	丸 山 香 里
7	長野地区保護司会	153 人	千 野 裕 文
8	長野地区更生保護女性会	932 人	井 上 恵 美 子
9	長野圏域介護保険事業者連絡協議会	91 事業者	寺 田 裕 明

# V 令和6年度 長野市社会福祉協議会事務局組織図

令和6年4月1日現

課	担当又は施設	担当及び事務分掌	
総務課	総務担当	理事会、評議員会、定款・規程等の整備、会計・予算・決算、公印管理、会の人事、給与、福利厚生、労務管理、財産管理、寄付金受付、広報活動	
	長野市ふれあい福祉センター	長野市ふれあい福祉センター管理経営	
	団体担当	長野県共同募金会長野市共同募金委員会、日本赤十字社長野市地区、長野市赤十字奉仕団、長野市遺族会、長野地区保護司会、長野地区更生保護女性会、長野市民生委員児童委員協議会、長野市手をつなぐ育成会 等の事務受託	
地域福祉課	地域福祉担当	地域福祉活動計画推進、地区地域福祉活動支援 各地区地域福祉ワーカー支援 当事者支援、福祉組織化、老人福祉センター支援	
	長野市老人福祉センター等6施設 (うち憩の家併設1施設)	老人福祉センター等管理経営 地域福祉活動推進(生きがいづくり、相談、ボランティア養成等)	
	地域たすけあいコーディネーターの配置	地域たすけあい事業(各地区たすけあい事業:市内31地区、25箇所)	
	公共交通バス事業大岡事業所	大岡線(ハッピー号)の運行管理	
	ボランティア担当	ボランティアコーディネート、ボランティア情報センター 人育て・学習支援、ニーズ対応活動開発、ボランティアセンター基盤づくり、ボランティア拠点づくり(各地区ボランティアセンター) 協働事業開発推進	
	長野市ボランティアセンター	ボランティアセンター運営	
相談支援課	長野市生活就労支援センター “まいさば長野市”	生活困窮者自立相談支援/家計改善支援/就労訓練支援 アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化 生活福祉資金貸付 福祉総合相談(きぼう相談)	
	長野市権利擁護センター		
	日常生活自立支援担当	日常生活自立支援、暮らしのあんしんサービス	
	長野市成年後見支援センター	専門相談・利用支援事業 他 ※中核機関	
	法人後見担当室	法人後見受任事業(法定後見・任意後見)	
	「おひとりさま」あんしんサポート相談室	「おひとりさま」あんしんサポート事業	
	重層的支援体制整備事業担当	多機関協働事業	
	相談支援課 みなみ出張所	日常生活自立支援、暮らしのあんしんサービス、生活福祉資金貸付	
介護サービス課	経営戦略担当	経営戦略の企画立案及び統計、介護サービスの予算及び決算、介護保険報酬請求管理、コンピューターシステム管理、人事労務管理、苦情・事故の処理、車両管理、調査、指導、研修	
	ふれあい介護サービスセンター	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受託等
	三陽介護サービスセンター	通所介護担当 居宅介護支援担当	一般型通所介護、総合事業 居宅介護支援、介護予防支援業務受託等

介護サービス課

柳町介護サービスセンター	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
吉田介護サービスセンター	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受託等
長野市地域包括支援センター吉田	地域包括支援担当	総合相談支援、権利擁護、介護予防支援等
東長野介護サービスセンター	訪問介護担当	訪問介護、障害福祉サービス、総合事業
安茂里介護サービスセンター	訪問介護担当	訪問介護、障害福祉サービス、総合事業
	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受託等
長野市地域包括支援センター安茂里	地域包括支援担当	総合相談支援、権利擁護、介護予防支援等
篠ノ井介護サービスセンター	訪問介護担当	訪問介護、障害福祉サービス、総合事業
	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受託等
氷鉤介護サービスセンター	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
豊野介護サービスセンター	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受託等
長野市地域包括支援センター豊野サブセンター	地域包括支援担当	総合相談支援、権利擁護、介護予防支援等
戸隠介護サービスセンター	訪問看護担当	(介護予防)訪問看護
	通所介護担当	地域密着型通所介護、総合事業
	訪問介護担当	訪問介護、障害福祉サービス、総合事業
鬼無里サテライト訪問介護事業所	訪問介護担当	訪問介護
長野市戸隠栃原共同生活支援施設	栃原高齢者共同生活支援担当	高齢者共同生活支援施設管理経営
長野市戸隠豊岡共同生活支援施設	豊岡高齢者共同生活支援担当	高齢者共同生活支援施設管理経営
鬼無里介護サービスセンター	通所介護担当	地域密着型通所介護、総合事業
	短期入所生活介護担当	(介護予防)短期入所生活介護
	認知症対応型共同生活介護担当	グループホーム
	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受託等
長野市鬼無里在宅介護支援センター	在宅介護支援担当	在宅介護総合相談、介護者教室開催等
長野市鬼無里高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉担当	高齢者生活福祉センター管理経営
大岡介護サービスセンター	短期入所生活介護担当	(介護予防)短期入所生活介護
	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受託等
長野市大岡在宅介護支援センター	在宅介護支援担当	在宅介護総合相談、介護者教室開催等
長野市大岡高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉担当	高齢者生活福祉センター管理経営
信州新町介護サービスセンター	訪問介護担当	訪問介護、障害福祉サービス、総合事業
中条サテライト訪問介護事業所	訪問介護担当	訪問介護
中条介護サービスセンター	居宅介護支援担当	居宅介護支援、介護予防支援業務受託等
	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
大岡サテライト通所介護事業所	通所介護担当	一般型通所介護、総合事業
長野市中条高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉担当	高齢者生活福祉センター管理経営